知名町告示第73号

　知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付要綱を次のとおり定めた。

　　令和７年８月20日

知名町長　今井　力夫

知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、低炭素社会の実現及び町民の環境保全意識の向上を図るとともに、電気自動車等の普及を促進するため、電気自動車等を購入する者に対し、予算の範囲内において知名町電気自動車等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　電気自動車　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第２項に規定する自動車のうち、電気を動力源とする自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。）であって、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象となる車両をいう。

⑵　電動バイク　電気を動力源とする原動機付自転車であって二輪であるもの又は軽自動車に該当する二輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第１において軽自動車に該当する二輪自動車をいう。）であって、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象となる車両をいう。

⑶　電気自動車等　前各号に定義する車両を総称したものをいう。

⑷　新車　初めて道路運送車両法第４条の規定により自動車登録ファイルへの登録（軽自動車にあっては、同法第60条第１項の規定による自動車検査証の交付）を受ける自動車をいう。

⑸　申請者　補助金の交付を申請する者をいう。

⑹　交付決定者　町長が補助金の交付を決定した申請者をいう。

（補助対象者）

第３条　町長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

⑴　自ら使用する目的で、新たに電気自動車等（新車に限る。以下同じ。）を購入した者（割賦販売契約等により車両を購入し、販売者等がその所有権を留保する場合は、当該車両の使用者とする。リース車両による使用は対象外とする。）

⑵　申請日において、１年以上継続して知名町に住所を有している個人、又は１年以上継続して知名町内に事業所を有し事業を営む法人若しくは個人事業者であること。

⑶　電気自動車等の使用の本拠の位置が知名町内にあること。

⑷　町税に滞納がないこと。

⑸　本人及びその者と生計を一にする親族に知名町暴力団排除条例(平成24年知名町条例第11号)第２条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にある者がいないこと。

⑺　電気自動車等の購入後、使用状況の調査等に協力できること。

（補助の制限）

第４条　この要綱による補助の対象について、次の制限を設ける。

⑴　個人の場合、その属する世帯において同一年度内に１台までの購入を対象とする。

⑵　法人の場合、事業所において同一年度内に２台までの購入を対象とする。

⑶　個人事業者の場合、事業所において同一年度内に１台までの購入を対象とする。

（補助対象経費及び補助金額）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電気自動車等の車両本体の購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

２　補助金の額は、電気自動車１台当たり30万円、電動バイク１台当たり５万円を上限とする。ただし、補助対象経費の額が補助金上限額に満たない場合は、当該補助対象経費の額とする。

３　前項の規定にかかわらず、他の団体等から同種の補助金等の交付を受ける場合は、その交付額を考慮し、補助金の額を減額することがある。

（交付申請）

第６条　申請者は、電気自動車等の新規登録（軽自動車にあっては自動車検査証の交付）された日の属する年度の３月31日までに、知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

⑴　契約書、注文書その他補助金交付の対象となる電気自動車等の購入に係る契約の詳細が分かる書類の写し

⑵　申請者が個人にあっては申請者本人の住民票、法人にあっては法人登記簿謄本及び履歴事項全部証明書（いずれも発行日が申請日より３か月以内のものに限る。）、個人事業者にあっては過年度の確定申告書の写し

⑶　滞納のないことを証明する文書又は納税証明書（町税に滞納がないことの証明。発行日が申請日より３か月以内のもの。町長が公簿等により確認できる場合は省略できるものとする。）

⑷　自動車検査証又は標識交付証明書の写し（新規登録（検査）後のもの）

⑸　電気自動車等の購入に係る費用の支払を証する書類の写し（領収書等）

⑹　電気自動車等の色、形状、自動車登録番号等が分かる写真

⑺　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の額を決定し、知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、理由を付して、知名町電気自動車等導入促進事業補助金不交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

３　町長は、第1項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

（申請書の内容変更等）

第８条　交付決定者は、第６条の申請書の内容の変更、補助対象事業の実施の中止、又は申請の取り下げをしようとするときは、あらかじめ知名町電気自動車等導入促進事業補助金変更承認申請書（第４号様式）を町長に提出しなければならない。この場合において、内容を変更しようとするときは、変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。

２　町長は、前項に規定する知名町電気自動車等導入促進事業補助金変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、知名町電気自動車等導入促進事業補助金変更交付決定通知書（第５号様式）又は知名町電気自動車等導入促進事業補助金変更不承認通知書（第６号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第９条　第６条の知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書の内容が適正であると認められた交付決定者は、知名町電気自動車等導入促進事業補助金請求書（第７号様式）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに交付決定者の指定する金融機関口座に補助金を振り込むものとする。

（交付決定の取消し）

第10条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　この要綱の規定に違反したとき。

⑶　補助金の交付の条件に違反したとき。

⑷　町長の指示に違反したとき。

⑸　その他補助金の交付の目的を達成することが困難と認められるとき。

（補助金の返還）

第11条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

２　交付決定者は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

（財産の管理）

第12条　交付決定者は、補助金の交付を受けて購入した電気自動車等を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第13条　交付決定者は、補助金の交付を受けて購入した電気自動車等を、４年間は、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。また、使用の本拠を知名町外に移転してはならない。

２　前項の規定に違反して電気自動車等を処分した場合、町長は補助金の返還を命じることができる。

３　やむを得ない事由により前項の制限期間内に電気自動車等を処分しようとする場合は、事前に知名町電気自動車等処分承認申請書（第８号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

４　町長は、前項に規定する申請があったときは、処分の承認又は不承認を決定し、知名町電気自動車等導入促進事業補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（第９号様式）により通知するものとする。

５　町長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時から第１項の期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金の額の範囲内でその利益の全部又は一部を納付させるものとする。ただし、当該処分が天災その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものの場合は、この限りでない。

（調査等）

第14条　町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は職員をして電気自動車等の使用状況等について調査させることができる。

（書類の保存）

第15条　交付決定者は、補助金の交付に係る関係書類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

　　年　　月　　日

知名町長　　様

申　請　者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　㊞

電話番号

知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付を申請します。なお、本申請にあたっては、知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付要綱を遵守します。

記

〇使用本拠地　：

○補助申請額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金額 | 補助申請額 |
| 円 | 円 | 円 |

※電気自動車等の車両本体の購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

○添付書類

（１）契約書、注文書等の写し

（２）申請者本人の住民票

（３）法人登記簿謄本及び履歴事項全部証明書(法人の場合のみ)

（４）過年度の確定申告書の写し(個人事業者の場合のみ)

（５）納税証明書等

（６）自動車検査証の写し又は標識交付証明書

（７）支払を証する書類の写し(領収書等)

（８）補助対象車両の色、形状、ナンバープレートが分かる写真

（９）その他町長が必要と認める書類

第２号様式（第７条関係）

　　　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

　知名町長　　　　　　㊞

　知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった知名町電気自動車等導入促進事業補助金について、下記のとおり決定しましたので、知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

記

交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

第３号様式（第７条関係）

　　　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

　知名町長　　　　　　㊞

　知名町電気自動車等導入促進事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付で申請及び実績報告のあった知名町電気自動車等導入促進事業補助金の交付について、下記の理由により交付しないことを決定しましたので、知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

不交付の理由

第４号様式（第８条関係）

年　　月　　日

　知名町長　様

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

知名町電気自動車等導入促進事業補助金変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付第　　号で交付の決定を受けた知名町電気自動車等導入促進事業補助金に係る事業の内容を変更したいので、知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変更の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

２　変更の理由

第５号様式（第８条関係）

　　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

　知名町長　　　　　　㊞

　知名町電気自動車等導入促進事業補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった知名町電気自動車等導入促進事業補助金について、下記のとおり変更承認することを決定しましたので、知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付要綱第８条第２項の規定により通知します。

記

変更交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(本変更承認前の交付決定額　　　　　　　　　　　　　円)

第６号様式（第８条関係）

　　　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

　知名町長　　　　　　㊞

　知名町電気自動車等導入促進事業補助金変更不承認通知書

年　　月　　日付で変更承認申請のあった知名町電気自動車等導入促進事業補助金の変更について、下記の理由により承認しないことを決定しましたので、知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付要綱第８条第２項の規定により通知します。

記

不承認の理由

第７号様式（第９条関係）

年　　月　　日

　知名町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申　請　者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　㊞

電話番号

知名町電気自動車等導入促進事業補助金請求書

年　 月　　日付第　　号で補助金等交付決定を受けた知名町電気自動車等導入促進について、知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

１　補助金等の額

　(1)　交付決定額　　　　　　　　　　　円

　(4)　請求額

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  | 円 |

３　振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | 　　　　　　　　　　銀行・農協　　　　　　　　　　金庫・信用組合 | 　　　　　　　　　　　　店　　　　　　　　　　　　出張所 |
| 普通 ・ 当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

第８号様式（第13条関係）

平成　　年　　月　　日

知名町長　　様

 申　請　者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　㊞

電話番号

知名町電気自動車等処分承認申請書

年　　月　　日付第　　　号により交付の決定を受けた知名町電気自動車等導入促進事業補助金について、次のとおり補助対象車両を処分したいので、知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付要綱第13条第３項の規定に基づき申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付額 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 処分の内容 |  |
| 処分の理由 |  |
| メーカー名・車名 | メーカー名 車名 |
| 車台番号 |  |
| 車両登録番号 |  |

第９号様式（第13条関係）

第　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

知名町長　　　　　㊞

電気自動車等導入促進事業補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書

年　　月　　日付で申請のあった財産処分の承認については、次のとおり決定したので、知名町電気自動車等導入促進事業補助金交付要綱第13条第４項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 審査結果 | 承　　認　・　不承認 |
| 補助金返還額 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 不承認とした場合の理由 |  |